

議案第 2 号

高根沢町課設置条例の一部改正について

高根沢町課設置条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町課設置条例の一部改正について

1 概要

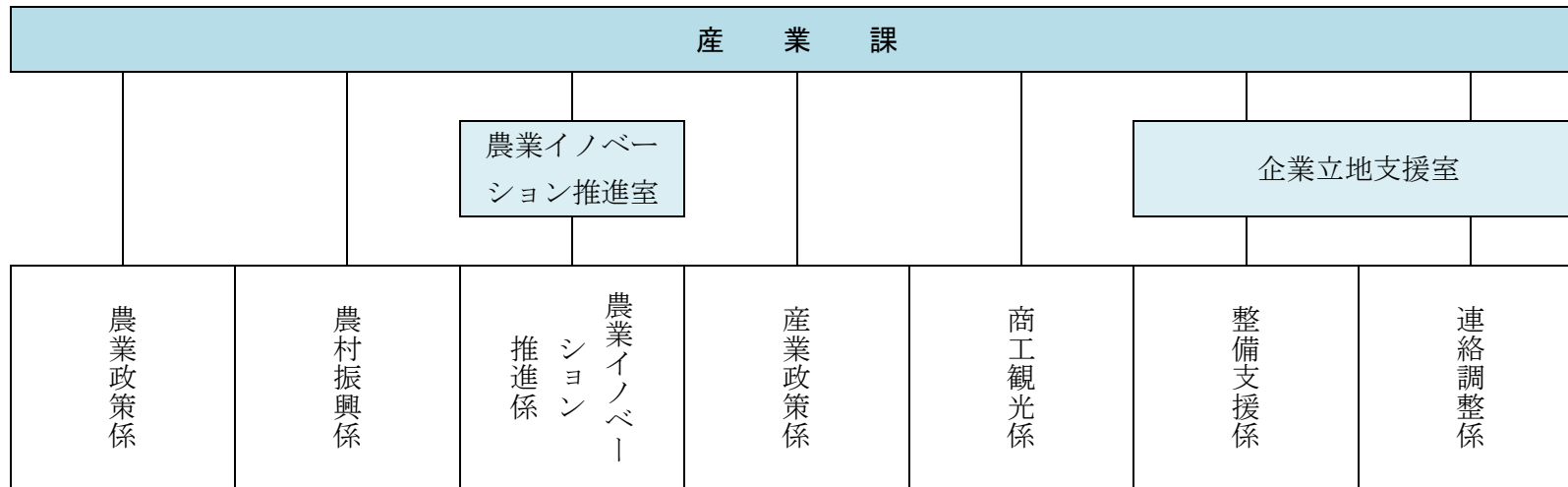
「高根沢町地域経営計画 2026」における「重点推進施策」（※以下）を推進するに当たり、効果的な組織体制を整備するため、所要の改正をするものです。

＜高根沢町地域経営計画 2026＞_重点推進施策_3. 産業振興分野		
No. 6_担い手確保に向けた農地の集積・集約や、圃場の大区画・汎用化等	No. 7_産業団地の整備	No. 8_元気あっぷむらの再生
・多面的機能支払交付金広域化推進事業の推進 ・土地改良事業の必要性に係る説明、合意形成	・栃木県土地開発公社との協力体制による、早期造成完了 ・優良企業の立地・定着促進	・「道の駅たかねざわ 元気あっぷむら」の活性化 ・交流人口、関係人口確保

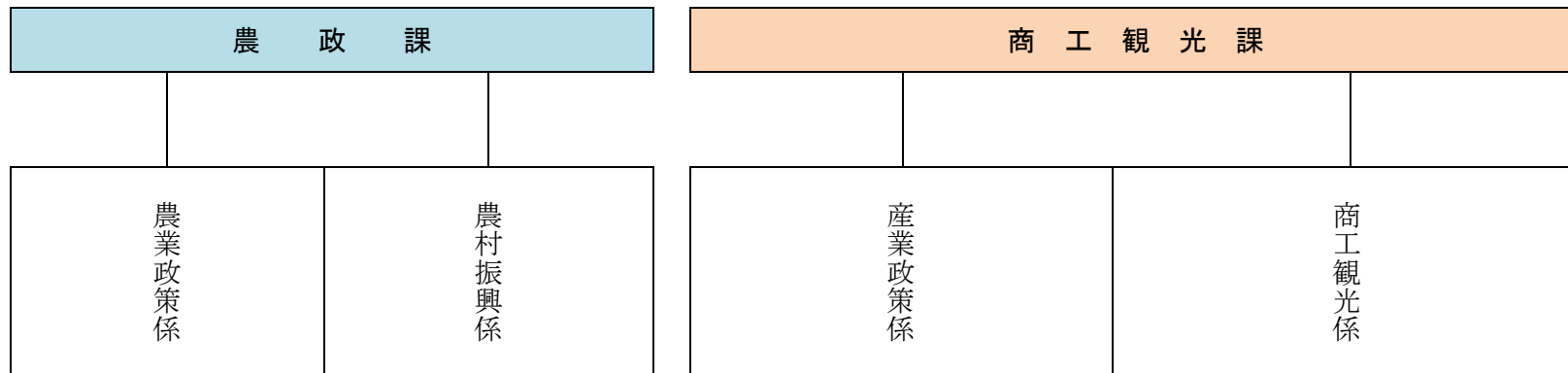
2 改正内容

- (1) 事務分掌を整理し、「産業課」を「農政課」と「商工観光課」に再編します。（第1条第1項及び第2項）
- (2) (1)に伴う号ずれに対応します。（第1条第1項）

【改正前】



【改正後】



※係名は現段階で仮称であり、本議案の議決後、「高根沢町事務分掌規則」の決裁をもって正式決定します。

3 施行日

令和8（2026）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町課設置条例の一部を改正する条例

高根沢町課設置条例（平成25年高根沢町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
（課の設置） 第 1 条 （10） <u>農政課</u> <u>（11） 商工観光課</u> <u>（12） （略）</u> 2 <table><tr><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>農政課</td><td>（1） 農林業に関すること。 （2） 農村の振興に関すること。</td></tr><tr><td>商工観光課</td><td>（1） 企業誘致に関すること。 （2） 地域経済活性化に関すること。 （3） 商工業に関すること。 （4） 観光に関すること。 （5） 労働及び消費者行政に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	課名	事務分掌	（略）	（略）	農政課	（1） 農林業に関すること。 （2） 農村の振興に関すること。	商工観光課	（1） 企業誘致に関すること。 （2） 地域経済活性化に関すること。 （3） 商工業に関すること。 （4） 観光に関すること。 （5） 労働及び消費者行政に関すること。	（略）	（略）	（課の設置） 第 1 条 （10） <u>産業課</u> <u>（11） （略）</u> 2 <table><tr><th>課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>産業課</td><td>（1） 農林業に関すること。 （2） 企業誘致に関すること。 （3） 地域経済活性化に関すること。 （4） 商工業に関すること。 （5） 観光に関すること。 （6） 労働及び消費者行政に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	課名	事務分掌	（略）	（略）	産業課	（1） 農林業に関すること。 （2） 企業誘致に関すること。 （3） 地域経済活性化に関すること。 （4） 商工業に関すること。 （5） 観光に関すること。 （6） 労働及び消費者行政に関すること。	（略）	（略）
課名	事務分掌																		
（略）	（略）																		
農政課	（1） 農林業に関すること。 （2） 農村の振興に関すること。																		
商工観光課	（1） 企業誘致に関すること。 （2） 地域経済活性化に関すること。 （3） 商工業に関すること。 （4） 観光に関すること。 （5） 労働及び消費者行政に関すること。																		
（略）	（略）																		
課名	事務分掌																		
（略）	（略）																		
産業課	（1） 農林業に関すること。 （2） 企業誘致に関すること。 （3） 地域経済活性化に関すること。 （4） 商工業に関すること。 （5） 観光に関すること。 （6） 労働及び消費者行政に関すること。																		
（略）	（略）																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。